

## 法学専攻読替表

令和5(2023)年2月28日  
法学専攻会議決定

令和5(2023)年度入生より「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」「特別指導演習」の3科目が新設されることに伴い、読替え対象となる4科目につき下記の通り定める。

読替表(変更箇所のみ)	
新(R5(2023)年度入生より)	旧(R4(2022)年度入生まで)
租税法Ⅰ	租税法特論
租税法Ⅱ	租税法演習
特別指導演習	特別指導演習Ⅰ
特別指導演習	特別指導演習Ⅱ

※「特別指導演習」のうちで「特別指導演習Ⅰ」に該当する科目か、「特別指導演習Ⅱ」に該当する科目かは、シラバスの旧科目の表記を確認すること。

### シラバス

「特別指導演習(旧 特別指導演習Ⅰ)」と表記の場合は特別指導演習Ⅰの単位として認定。  
「特別指導演習(旧 特別指導演習Ⅱ)」と表記の場合は特別指導演習Ⅱの単位として認定。

「修学の手引」履修上の手引の改正は令和5年度入学生より適用するが、令和4年度以前の入学生については従前の規定に下記の(4)を加え、「特別指導演習」を「特別指導演習Ⅰ・Ⅱ」と読替えた上で、令和5年度より適用する。

### IV4(4)

特別指導演習、実践指導演習は、学生の主たる指導を行う教員の担当する演習以外は履修することができない。ただし当該演習担当教員承認の上、専攻会議で承認を得た場合は他指導教員の担当する講義であっても履修を認める。

以上